

アメリカにおける公益寄付金控除判例の検討

- 法人税法と会社法の共働の観点から

中 村 美紀子

[目次]

- I はじめに
- II 公益寄付金控除の概要
- III Yerkes 見解の確認と再考
- IV Singer Case 後の I R C 170 条判例の状況
- V むすびにかえて

I はじめに

現在、日本会社法において通説的見解として強調されている「株主利益の最大化」であるが、それはアメリカ化が進んだ結果としてのものといわれる(岩原2006:5)。

しかしながら、アメリカにおいても株主利益最大化が会社の唯一の目的になっていない法的状況があるという(森田2006:29)。すなわち、会社が寄付を行うことはほとんどの州会社法で認められている。それは公共福祉、学術、教育、慈善事業に対する寄付である。

判例でも A L I 2.01 条(b) 項ステークホルダー利益保護条項に象徴されるものが現れている。すなわち、New Jersey 州最高裁判所は、「国家の富が個人の手握られている間は、慈善目的に自由に寄付を行う責任を市民に課してきた。富が企業の手に移り、個人に対して重い税負担が課せられたいま、増大するフィランソロピーのニーズに市民がそのまま応じることは不可能になっている。従って、これまで一般市民が行ってきたのと同じ方法で、今度は企業に対して現代の良き市民としての義務を引き受けさせることは正義にかなったことである」と述べた(A.P. Smith Case 1953:153)。

したがって、社会福祉のための決定は株主利益最大化にはならないが、ステークホルダーや地域社会のためになるものであればそれは考慮できるけれど、それは合理的な範囲内であるということになっているのである（アイゼンバーグ2006:24）。これらは、会社法における株主利益最大化修正的条項であるといえよう。

他方、アメリカは、その連邦法人所得税法であるInternal Revenue Code（内国歳入法典、以下IRCと記す）170条において、会社がなした公益的寄付は課税所得の10パーセントまで損金算入できると定める。本規定は寄付をなした会社にとっての租税法の領域における株主利益最大化擁護的条項といえるものであろう。損金控除されないと寄付額は株主利益から直接的に減額され株主利益最大化は損なわれるが、課税所得が減額されれば株主利益は寄付分につき直接的には減じない。また、課税額の減少分は国から会社への公益寄付をなしたことに対するある意味褒美となり、会社に対し公益寄付のインセンティブを与えることになる。

つまり、アメリカでは、各州会社法において会社のなす公益寄付はintra vires とする条項をもち、加えて、連邦法人税法において課税所得の10パーセントまで損金算入できるとして、会社法と法人税法を共働すなわちコラボレートさせることによって、株主利益を擁護しつつ会社フィランソロピー促進ひいてはステークホルダー利益の増進を図っているといえよう。

さて、会社フィランソロピー活動に係る課税制度の研究においては、第1に公益団体の活動に対する課税制度がどうあるべきかが課題となる。次に、こうした活動を行っている公益団体に出捐をする者に対する課税がどうあるべきかが問題となる（石村1992:400）。本稿は後者を、すなわちアメリカにおける公益寄付金控除制度を扱う。

かつて、Barnes & Thornburg LLP所属Yerkes弁護士は、A.P. Smith Caseまで遡って公益寄付金性が争われた判例を分析し¹⁾、裁判所は事業上の慈善寄付すなわち170条の公益的寄付を判断する際においてDubestein Case基準（後述）を排斥し、Singer Case評価（後述）を拡張すべきと主張した

1) 参照、中村（1999:96-118）。なお、IRC170条解釈の日本法への導入については、参照、中村（2004:46, 47）。

(Yerkes1982:186)。では以降、本見解は判例においてどのように扱われているのであろうか。本条項は公益的寄付の促進については会社フィランソロピー促進に活かされているのであろうか。本稿はこの点について、現在に至るまでの I R C 170 条判例の状況をみながら若干の考察を試みるものである。

なお、I R C 170 条における charitable contribution の文言は、玉國教授に倣い、以下、「公益寄付金」と置き換えることとする（玉國1992:91）。

II 公益寄付金控除の概要

(1) I R C 170 条

①沿革

連邦所得税法が1917年に寄付金控除を認めた趣旨は、一方で寄付金控除によって税収は減るが、他方で寄付が慈善事業の資金源となり政府は公金を使って同じ事業を行う必要がなくなるという考え方にある²⁾。

個人ばかりでなく会社法人についても公益事業の資金源となることが求められ、それは社会における会社の役割と社会一般に対する会社の信認義務が広く認識されてきたことと相まって、社会領域での会社活動は会社の自由裁量権の合法的かつ望ましい行使であるとして受け入れようとする動きは、租税法の領域では1935年の当時の歳入法において議会によって承認された。会社に課税所得の5パーセントを限度として公益的寄付額の損金参入を認めるという内国歳入法典の改正である（Yerkes1982:166）。

1981年の経済再建租税法は、その主要な改正として会社法人の公益寄付金の控除限度を税引前利益の5パーセントから10パーセントに引き上げた（1982年1月1日施行）。その趣旨は、当時のレーガン政権が民間公益活動に対する政府の補助金を大幅に削減すると同時に、民間の寄付金優遇策を講じ政府の補助金の穴埋めを民間寄付金に期待したところにある（今田1987:13）。本修正170条(b)項(2)号は、より広く公益寄付金性を認めることによって多額の会社の公益的支出を促すために立案されているのである（Yerkes

2) 増井（2003:163）。アメリカでは資本主義による貧富の差が拡大し社会に歪みを生じさせることを防ぐために政策的に寄付を奨励しているという側面があるという。参照、伊藤（2002:265）。

1982:164)。

②内容³⁾

本条は、公益寄付金の損金算入について規定する。損金控除の例外的規定である。

(a)項では、公益寄付金は損金項目と認められると定め、所得から控除できるとしている。

(b)項(2)号では、とくに法人について公益寄付金は(当該公益寄付金控除、受取配当控除、欠損金繰戻・資本損失繰戻を控除する前の)課税所得の10パーセントを上限として損金算入できると定めている。

(c)項では、寄付金とは、国または一定の非営利組織に対する拠出または贈与のことをいうと定める。

(d)項において、限度超過額は5年間の繰越が認められる。

控除対象となるためには、支出の相手方は本条(c)項(2)号でとくに定められた公共法人または公益法人等でなければならない(適格受贈者)。慈善団体等に対する資格ある贈与・寄付があってはじめて控除が認められると理解されており、少なくとも、公益事業に従事していることを認定される機関に対するすべての支払が公益的寄付とされているわけではない(玉國1992:94)。

寄付金控除の適用要件は、寄付金を受領する非営利組織が租税法上の非課税要件を満たすかどうかと連動するように定められている。本条(c)項は寄付金控除の定義として5つの適格受贈者を列挙する。このうち重要なのが「慈善、宗教、教育、科学研究、自然保護等、IRCが認めた団体すなわち法人、信託、基金、財団等であり、原則として米国内の団体」であり、これが各種の非営利組織を広くカバーする。そしてその定義が非営利組織が非課税となるためのIRC501条(c)項と連動している⁴⁾。

3) 参照、須田(1998:107)、伊藤(2002:362)、本庄(1992:250)。

4) 増井(2003:165, 166)。具体的に170条(c)項の適格要件を満たす組織の検索について、See Internal Revenue Service available at <http://www.irs.gov/app/pub-78/> (last visited Jun. 22, 2009)。

原則として、250ドル以上の寄付金を損金として控除するために、寄付金の支払先の団体から、現金による寄付金の金額、寄付した資産の内容、寄付の見返りとして提供を受けた資産または役務の合理的に見積もった公正な市場価額を記載した文書入手し、法人が帳簿ともに保存する⁵⁾。

(2) I R C 162条

(a)項において、「いかなる営業もしくは事業 (any trade or business) であれ、その遂行にあたり、課税年度において支払われまたは発生した、すべての通常かつ必要な経費 (ordinary and necessary expenses) は、控除として許容される」⁶⁾と規定する。

(b)項は、「170条による控除限度額、支払時期の制限等により控除されない場合、170条で損金項目と認められる寄付金や贈与金であっても、162条(a)項による損金控除は認められない」と定める⁷⁾。

本条が損金控除の原則規定となる。営業もしくは事業 (trade or business) について定める。営業もしくは事業とは、税法上定義規定はないが、生計または利益のために営まれる活動をいうとされてきた。したがって、営利の動機が存在し、何らかの経済活動が行われることを要する。単なる節税ではなく、実質的経済的利益が実現されることが必要である (本庄1992:239)。

純益金から控除される損金は、別段の定めのない限り「事業遂行のために通常かつ必要な費用 (ordinary and necessary expenses)」であり、かつ「合理的 (reasonable) な金額」でなければならない。この条件に該当する限り、たとえ結果的には収益を得ることができなかった支出であっても損金となる (須田1998:65)。

また、公益寄付金以外の寄付金 (other contributions) は、納税者の事業

5) 1997年12月17日施行。参照、白須 (2002:329, 330)。

6) 確井 (1976:93) の訳による。

7) たとえば、慈善寄付金5,000ドルのうち、4,000ドルは170条により損金として控除され、残りの1,000ドルは170条で控除されない場合のこの1,000ドル分が162条 (a) 項により控除されることはない。参照、白須 (2002:329)。

に直接関連し、かつ支出する金額に見合う正当な反対給付が期待され、かつ他の別段の定めにより損金控除が否認されないならば、通常の損金、すなわち162条で控除される⁸⁾。

Ⅲ Yerkes見解の確認と再考

前節とSinger Case (後述) 前の判例から確認できたことには、アメリカにおける会社寄付は3類型、すなわち、公益寄付金 (charitable contribution)、事業寄付金 (business contribution)、その他の寄付金 (other contribution) が存在することである。

そして、それらが損金控除できるかどうかを考慮する際の3要件は、① I R C 170条(c)項(2)号の適格受贈者に対する出捐であるかどうか、②事業との関連性があるか⁹⁾、③合理的な反対給付があるかどうか、である (Yerkes1982:161-182)。

以下、より詳細に事例ごとに確認する。

まず、A.P. Smith Case (前述)、Union Pacific Railroad Caseでは、会社のなす寄付はある意味事業利益になるという考え方から、170条で控除される場合も、事業との関連性は必要と判示された¹⁰⁾。

次に、Singer Caseでは、裁判所は事業支出と公益寄付の間にいくらかの重複を期待し、何らかの利益が会社に生じることを期待するという理由から、170条で控除される場合も合理的な反対給付は必要であるとした¹¹⁾。

では、反対給付について、それが直接的、経済的なものかどうかについては、Transamerica Caseでは、間接的な利益なら170条で控除できるが直接

8) 白須 (2002:265)。支出が事業に直接関連せず、もしくは関連していても支出額に見合った合理的な金銭の見返りが期待できない場合は、原則として損金算入できない。参照、U.S.タックス研究会 (1997:423)。

9) 個々具体的な支出を控除可能とするのは事業遂行との関連性である。ではいかなる基準によって関連性は認識されるのかと碓井教授も指摘する通りである。参照、碓井 (1976:544)。

10) See A.P. Smith Manufacturing Company Case (1953:160, 161), Union Pacific Railroad Case (1955:107)。

11) See Singer Co. Case (1971:107)。参照、玉國 (1992:95)。

的経済的利益なら170条で控除できないとされ¹²⁾、Singer Caseでは、期待された反対給付はたとえ実現しないとしても、実質的であってはいけぬ。付随的でなければ170条で控除できない。また、反対給付がどれだけの利益かについて、会社への反対給付は、社会一般に対する効果より大きいのなら、170条で控除できないと判示された¹³⁾。

したがって、以上から確認されたことは、162条控除と170条控除のすみ分けの基準である。それには上記3要件の他にもう1つ別の、反対給付が直接的・経済的か、間接的・非経済的か基準が必要となるであろう。すなわち、①IRC162条控除では、①170条(c)項での適格受贈者に対するものかどうか関係なく、②事業関連があり、③反対給付のある寄付が対象となる。その反対給付は直接的で経済的な利益の場合が該当する。

それに対し①170条控除は、①170条(c)項での適格受贈者が対象であり、②事業関連があり、③反対給付ある寄付が対象となる。ただしその反対給付は間接的・付随的でなければいけぬ。たとえ実現しなかったとしても、期待しただけとしても実質的であってはならない。

このように、170条控除はきわめて限定的といえよう。162条控除可能領域のほんの1部分を構成するにすぎない。とくに、170条(c)項適格受贈者対象で、事業関連があり、反対給付ある寄付の領域はどちらも重複している。その限られた領域内での原則と例外でしかない。

Yerkesも以下のように指摘する(Yerkes1982:183-185)。10パーセントという数字は会社の課税所得において非常に重要な割合を占め、反対給付として重要な財政的利益を受けることができるであろうという会社の合理的な期待なしには、その比率に達することを多数の会社に期待することは想像できない。

しかし、会社が将来の拡販を計り、将来の訴訟コストを回避し、あるいは広まっている社会の関心に同意するという意図をもって寄付するというような状況において、裁判所が公益寄付金性を否認するという評価を適用し続け

12) See Transamerica Corp. Case (1968:524). 参照、玉國(1992:96, 97注38)。

13) See Singer Co. Case (1971:106, 106). 参照、玉國(1992:95)。

るならば、会社の公益的活動を増加させるという政策目標は決定的に阻止される。

公益寄付のレベルをあげるため会社の決定がなされるというような状況にあっても、そのような決定が株主の異議申立てに耐えうるかどうかには、疑問の余地がある。

もし会社経営者が寄付額を増加した結果として会社へと流れ込む重要な利益をあてにすることができないならば、株主代表訴訟が会社の寄付プログラムの継続を激しくおびやかすことになると思される。IRCが公益寄付金の損金参入を認めているという事実は、株主代表訴訟に対する適切な防御にはなっていない。というのは、170条(b)項(2)号や他の関連する法令の条項は、財産移転が株主の異議申立を耐えて乗り切るかどうかを決定する際に一定の指針を与えているが、それらは決定的なものではないと主張されてきたから。

IRC170条は、現在用いられている司法基準と結びつけて考えた場合、会社経営者をやっかいな位置に置くことになった。一方で、彼らは公益的理由のため会社の総資産の増加分を寄付せよとの、議会からそして社会からの無視できない勧告に直面している。他方、株主に対して負っている信託義務は、会社資産が合理的にそして会社の最善の利益のために使われることを要求してくる。裁判所は、会社の経営者の第一の義務は、このような二分的な選択しか与えられない場合、社会ではなく株主に対し責任を負うと首尾一貫して判示してきた。

しかし、裁判所が公益的財産移転によって会社が一定の付随的であれ経済的な利益を受けることを快く容認するならば、会社経営者はこのような不運な選択に直面しなくてもよいことになる。焦点は、その利益が経済的か非経済的か、あるいは直接的か付随的かどうかに関わらず、むしろ会社へと流れ込む利益の相対的な大きさに絞られるべきである。裁判所が、会社が得た利益は財産移転された利益の価値と財政的に同等ではないが、実際にある社会利益が増進されたことと決定する限りにおいて、寄付金は

170条のもと公益的で控除可能であるとして法的に有効であるべきである。このような評価のもとに、会社の公益的活動を増加し、株主の利益を適切に保護する政策は擁護されるであろうと (Yerkes1982:185)。

この点につき私見では、162条、170条の両規定が重複する、①170条(c)項適格受贈者対象で、②事業関連があり、③反対給付ある寄付の領域において、反対給付が直接的か間接的・付随的かの基準で162条と170条を区別しない。本領域は162条にまかせて、170条の立法趣旨を考え純粋に公益増進のみを優先して、170条で控除される領域は①適格受贈者対象、②事業関連があり、③反対給付のない寄付の領域まで拡張してもいいのではないかと考える。反対給付を求めず会社資産を用いたがその分公益は増進し、その褒美に国は法人所得税を減額する。経営者が株主に対してアカウントビリティを果たす際にも寄付の正当性を主張できるのではないか。

IV Singer Case後の I R C 170条判例の状況

本節では、I R C 170条判例のうち事実の概要において類似すると思われる2ケースを取り上げ、最近の同条判例の傾向をみたい。

(1) Morton Case - 控除認容

本件は I R C 172条のもと1部ではあるが控除が認容されているという重要判例である。事件の概要は以下の通りである¹⁴⁾。

原告納税者は、水道の追加供給用地として市に対して行った不動産譲渡の公益寄付金控除の権限は彼らには与えられていないとした内国歳入庁長官の決定を控訴した。

納税者は、不動産の3エーカーの土地を市に寄付し、水道の追加供給のための井戸を掘ることを市と合意した。本件譲渡時には、納税者は市から土地に加えて水源の権利は53万5,000ドルであるとの鑑定を得ていた。納税者は、自らの公益寄付金控除額は本件鑑定において明らかにされた市への不動産譲渡価額が基になると算定した。

14) See Morton Case (1979).

歳入庁長官は、控除の一部も認めず、過剰の寄付から生じた所得税不足を決定した。納税者控訴。租税裁判所は、市の水道システムと関連した市への不動産譲渡はIRC170条趣旨における公益寄付であると判決した。その理由は次の通りである (Morton Case 1979:14-16)。

「譲渡を奨励したのは、原告の土地は市の水道システムの必要で付加的な供給にとってもっともおあつらえ向きの源泉であったという市の認識から出たものであった。明白に、原告が譲渡を行うに際して原告に対し法的あるいは経済的な強制はなかった (no legal or economic compulsion)。

原告は公衆一般のためになるという意図でもって、見返りに何をも得ようとしないうちで土地の譲渡をなした。もし、本件取引が売買の様式をとったり、あるいは市が土地の公的収容を宣告していたなら、原告は十中八九、12,500ドルを受け取ったであろう。その額は本件譲渡時の公正な市場価格である。

170条の中で使うとき『贈与』の文言の意味は先例に反映され、『主観的で時折のつかの間の概念のやぶ (Perlmutter Case (後述))』を表す。その後判決は我われにその記述を修正させた。『私心なく利害にとらわれない寛大さ (Dubestein Case (後述))』、直接対間接あるいは付随的な利益、そしてあるいは代償の存在の基準を、異なる状況のもとに先例は適用してきた。我われは先例において解釈されたさまざまな概念を分析する必要を考えない。我われは12,500ドルの限度で、原告はここに170条の趣旨における公益寄付をなしたと確信する。」

結論として、租税裁判所は不動産譲渡は公益寄付を構成すると判決したが、公正な土地と水道権の市場価額とはいえないとした鑑定人の公判証言に基づき、12,500ドルを超える価額の分については証拠不十分であるとして控訴納税者は請求分全額控除の権限は与えられなかった。

(2) Perlmutter Case - 控除否認

170条において控除が否認されたケースは4件あるが¹⁵⁾、その中でも、地方

15) 170条において控除が否認された他のケースとして、Wolfe Case (1970), Saba Case (1980), Elrod Case (1986) がある。

自治体に対する土地の譲渡が争われている点で関連性が強いと思われ、上記 Morton Caseにおいて引用もなされている Perlmutter Case を取り上げる¹⁶⁾。事件の概要は以下の通りである (Perlmutter Case 1965:315-319)。

原告は、コロラド州アダムズ郡にある2つの分譲地に位置する、土地分譲建売住宅(合名)会社のパートナーであった。同郡設計・土地区画委員会の条例により、土地分譲業者は公共目的のため土地譲渡の割当を求められた。本件会社は本条例に従い、学校地区に土地3筆とレクリエーション地区に土地1筆を譲渡した。その後、本件会社は、本件条例は違憲であったという理由で公益寄付として3筆分の公正な市場価額の控除を請求した。

租税裁判所は、原告は本件土地譲渡から2つの分譲地区のための建設計画の承認を取りつける困難を避けること、それらの分譲地区に残っている土地の価値を高めるという直接的な利益を受けている、すなわち原告は譲渡した土地を基礎とするコストに残りの土地を基礎としたコストを加えることを許されることによってすでに最大の利益を受け取ったと判断し、また、このような事例では先例を逆立てるような主観的で時折のつかの間の概念のやぶを通る道を開く必要はないとして、本件譲渡が自発的になされたものか非自発的になされたものであるかどうか、そして根本的な動機付けに関わりなく、譲渡は資本の本質である事業費用を表しているということを理由に、本件譲渡は170条(c)項のもと公益寄付として適格ではない、と判示した。

(3) 検討

上記2事例の相違は反対給付の存在についての判断の有無である。Perlmutter Caseについては、「原告は本件土地譲渡から2つの分譲地区のための建設計画の承認を取りつける困難を避けること、それらの分譲地区に残っている土地の価値を高めることという直接的な利益を受けている」と反対給付の直接的利益の存在を認定したが、Morton Caseは反対給付の間接性・付随性どころか反対給付そのものを求めていないようにみえる。これは控除決定の3要因について、①適格受贈者であり、②事業関連があり、③反対給

16) See Perlmutter Case (1965).

付はない領域の寄付も170条公益寄付金に認めたのかととれ、私見とも立場を同じくするものとなり、もしそうならそれは画期的なことではあったが、「先例において解釈されたさまざまな概念を分析する必要を考えない」とのくぐりなどは、そうではないことを示しているかもしれない。

他方、全体としてそもそも控除が認められる場合が多くない。その中でも170条ケースは厳格に理由付けされているところはSinger Case前とまったく変わっていない。Dubestein Caseの主観的意図 (intention) テストを用い¹⁷⁾、間接的・付随的反対給付を求める。この点、Yerkesの主張はほとんど租税裁判所の考慮に入れられていないように見える。そうになると、会社法プラス法人税法イコール会社フィランソロピー促進の政策的目論見は奏功しているといえる状況にはないように考えられるのではないか。

(4) 関連判例

①Sun Microsystems Case - 162条で控除認容

本件の概要は以下の通りである¹⁸⁾。

原告の会社納税者は、原告の1987年連邦所得税還付につき内国歳入庁長官が決定した不足額の再審を求めた。

租税裁判所は原告の主張に沿って判示した。すなわち、ストック・ワラント(株式買受権証券, 一般公衆に売却されるストック・オプション)の、それは、行使価額を超えた原告の株式価値の超過分であり、総売上から除かれる割引販売あるいは値引き販売を構成するか、あるいは、二者択一的に、IRC 162条のもと控除可能である通常かつ必要な経費を構成すると。租税裁判所は、ストック・ワラントは付随的な将来の利益 (incidental future benefit) に相当し、それゆえ費用控除できると判示した。

17) See Duberstein Case (1960:285). 参照, 玉國 (1992:93, 94注25)。

18) See Sun Microsystems, INC. Case (1993: 22-39). 同様に162条で控除認容されたケースとしてBriarcliff Candy Case (1973)がある。それに対し、同条で控除否認されたものに、INDOPCO Case (1992) がある。

②Kahn Case – 租税法ではなく、会社法の文脈の中に現れた事例

当事者が国内歳入庁ではなく、会社・株主間で費用性が争われている。原告団にCaLPERSが加わっているところが興味深く、複雑な事実関係をもつ。公益寄付かどうかが争われようとしたが、和解勧告が出され判断されず、控除についても何も触られていないのは残念なことである。以下、概要を記す¹⁹⁾。

異議申立人は、公益寄付を決定した被告会社の取締役会決定に対する原告株主の異議申立てにおける3訴訟のうちの1つに和解を是認したデラウェア州大法官裁判所判決について上訴した。

被告会社の特別委員会は、そのCEOの美術コレクションのための美術館建設を被告会社が行うための提案を審査するために指名された。被告特別委員会は提案を承認。原告は、被告特別委員会に異議を申し立てる訴訟提起をし、その後異議申立人は彼ら自身の同様の主張を申立てた。原告と被告は和解交渉に入り、異議申立人はその提案された和解を避けるために予備的な差止請求を上告した。

本訴えは斥けられ、大法官裁判所の和解は妥当であると判示された。デラウェア州最高裁は、委員会決定は議事録によって確認され、規律正しく筋の通った演繹的プロセスの結果であるので、和解は妥当であるとした決定において大法官裁判所は裁量権を濫用していないと認容した。大法官裁判所は、それ自身のビジネス・ジャッジメントを用いたことによる和解の公正性と、それは裁量権を濫用していなかったと評価された。

V むすびにかえて

以上本稿においては、以下3点について学び得たと考える。すなわち、IRC 170条の解釈として、同条の立法趣旨を考え純粋に公益増進のみを優先して、同条で控除される領域は①適格受贈者対象、②事業関連があり、③反対給付のない寄付の領域まで拡張してもいいのではないか。判例もその立場を採るようにもみえたものの、必ずしもはっきりしない。また、Yerkesの

19) See Kahn Case (1991:50-63).

主張は租税裁判所の考慮に入れられていないようにみえることから、法人税法と会社法がコラボレート（共働）して会社フィランソロピーを促進させようとする外形的な目論見は上手くいっているのかについては、批判的にみると必ずしもそうではないようである。

アメリカ議会は、完全に無償の財産移転は、会社に何の利益ももたらさなくても公益寄付を構成すべきであり、(1938年)当時の5パーセントの制限の下にあるべきであると主張した。反対に、財産移転された利益と価値において同等の会社に流れこむ利益を期待する財産移転は、慈善ではなくむしろ162条(a)項の事業費用であった(Yerkes1982:171)。

またアメリカ政府は、直接的で明白な代償が存在しないなら、支出は必然的に170条の寄付金とみなされなければならない、162条(a)項のもとで事業費用として損金参入されることはなく、それゆえに162条(b)項の支配を受ける（控除分を超えたら事業費用として控除されない）と述べた(Yerkes1982:171)。

それにも関わらず、裁判所は170条控除を限定的に解釈している。依然として会社フィランソロピー促進には関心がないようである。会社法にはステークホルダー利益保護規定があるとはいえ、租税法解釈はステークホルダーの利益を増進する公益寄付額分の損金算入を認めず株主利益を直接的に減じ、この点だけみれば株主利益最大化を損ねるものであるが、控除を認めないことは会社に公益寄付のインセンティブを失わせることになり、結果としてステークホルダーの利益を凶らせないという点で伝統的な株主利益の擁護にまわっているとも考えられよう。

その理由としては、アメリカ租税法の形成における裁判所の役割の重要性を考慮しなければならない。アメリカにおいても租税法主義が原則として妥当しているにもかかわらず、コモン・ローの伝統に支えられた裁判所が租税の適用を通じて租税法の形成に重要な貢献をなしている。その形成を促すものは、権利意識に富む納税者²⁰⁾と税務当局の相互の主張・反論であり、制度的には、第1審として事実審理を担当する租税裁判所の存在を忘れること

20) アメリカ人の税金観については、澤田(1996)を参照されたい。

ができない。この専門の裁判所があるために統一的な処理基準が生まれるという碓井教授の指摘が妥当しているように思える（碓井1977:515, 516）。

このような状況は、一方でどれだけ株主価値最大化を叫んだとしても、他方で各州会社法はステークホルダー利益保護条項や敵対的企業買収の際の被買収企業の取締役の信認義務修正条項をもつアメリカが、株主価値最大化だけを考えるのではなく、株主価値とステークホルダーが関連するCSR領域をバランスさせていることと同様の現れではないかと考える。

すなわち、租税法、とくに法人所得税法の領域でも、損金算入の解釈は伝統的原則に頑なに則っている。せっかくのフィランソロピー促進条項があっても、それには軽々に乗せられないとする態度がみてとれるように思える。結局のところ、各州会社法でステークホルダー利益保護条項があっても、伝統的・原則的な損金控除解釈をすることによって、租税法においてステークホルダーが関連するCSR領域と株主利益最大化をバランスしているとも考えられよう。それは、会社法では過度な自由を肯定する、しかしながら金融法等による市場の厳格な規制で補完する（上村2009:123）、という上村教授が指摘されるようなアメリカン・スタイルの租税法の分野における表現なのかもしれない。

それでは次の問題として、租税裁判所がこのような伝統的立場に固執するのであれば、どのように会社フィランソロピー促進を図ればいいのか。

この点について、会社フィランソロピーを規律している租税法というのは、公益活動、会社ステークホルダーのどちらにも役立つとは限らない古風な会社公益行為の概念に付着している。公益寄付に対する例外控除は、通常の必要な事業費用に取って代われ、控除がIRCの1つの条項から別の条項へ発展的に移行することによって会社フィランソロピーの取り扱いが変わった（Sugin2006:126）。会社の公益活動への「支払」に対するIRC170条控除は機能的に必要であった。なぜなら、発生した162条控除に付着する資本化要件は効果的に多くの例において控除を無効にしたりから。そして、近

年の完成された資本化規制は会社が162条のもとでの直接に慈善寄付を控除することを認める (Sugin2006:129) とする見解も現れており, 注目に値しよう。本見解について考察することを今後の課題としたい。

(2009年7月22日脱稿)

[追記] 本稿は, 平成18年度科学研究費補助金(課題番号18530064「企業の社会的責任(CSR)の現代的位相—新会社法における議論を軸として」)の交付を受けた研究成果の一部である。

[参考文献]

- アイゼンバーグ, メルヴィン・A(2006)「敵対的企業買収の防衛と企業の社会的責任」『監査役』516号。
- 本庄資(1992)『アメリカ法人所得税 [全訂版]』財経詳報社。
- 今田忠(1987)「アメリカの税制改正をみる—寄付金減は必至, 民間公益活動に打撃」『公益法人』16巻3号。
- 石村耕治(1989)「慈善寄付金控除制度の根拠について」『公益法人』18巻11号。
- (1992)『日米の公益法人課税法の構造』成文堂。
- 伊藤公哉(2002)『アメリカ連邦税法: 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで [第2版]』, 中央経済社。
- 岩原紳作(2006)「日本私法学会シンポジウム資料 新会社法の意義と問題点 I 総論」『商事法務』1775号。
- 増井良啓(2003)「寄付金控除—米国における1970年代初頭の論争を中心として」『日税研論集』52号。
- 森田章(2006)「公開企業の取締役会権限の優越性—敵対的企業買収の防衛策を中心として」『商事法務』1785号。
- 中村美紀子(1999)『企業の社会的責任—法律学を中心として』中央経済社。
- (2004)「CSRが法律学に与える影響—CSRにおける法人税法・労働法」『法律時報』

76巻12号(通巻950号)。

澤田正(1996)「アメリカ人の税金観とその社会背景について(Ⅰ)-(Ⅳ)」『租税研究』

1996年7月-10月。

白須信弘(2002)『アメリカ法人税法詳解[新版]』中央経済社。

須田徹(1998)『アメリカの税法:連邦税・州税のすべて[改訂6版]』中央経済社。

Sugin, Linda(2006)“Encouraging Corporate Charity,” Virginia Tax Review, No.26,

Summer, 125-183.

玉國文敏(1992)「寄付金控除の対象となる「寄付金」の意義と範囲—米国連邦最高裁判決

を手がかりとして(下)」『ジュリスト』994号。

上村達男(2009)「『最大自由』の法制度が金融危機をもたらした」『世界』2009年2月。

碓井光明(1976)「米国連邦所得税における必要経費控除の研究—控除可能な経費と控除不

能な支出との区別(1)」『法学協会雑誌』93巻4号。

——(1977),「同(5完)」『法学協会雑誌』94巻4号。

U.S.タックス研究会(1997)「米国法人税法の調べ方-131-米国の税法において,寄付金

(Contribution)はどのように扱われているか(下)」『国際商事法務』25巻4号。

Yerkes, Kenneth J.(1982)“Corporate Charitable Contributions: Expanding the Judicial

Analysis in a Post-Economic Recovery Act World,” Indiana Law Journal, No.58,

Winter, 161-182.

【判例】

A.P. Smith Manufacturing Company v. Ruth F. Barlow, et.al, 13 N.J. 145, (1953).

Briarcliff Candy Corporation v. Commissioner of Internal Revenue, 475 F.2d 775, (1973).

Commissioner of Internal Revenue v. Duberstein, 363 U.S. 278 (1960).

Elrod, Johnie Vaden v. Commissioner of Internal Revenue, 87 T.C. 1046 (1986).

INDOPCO, Inc. v. Commissioner of Internal Revenue, 503 U.S. 79, (1992).

Kahn, Alan R. and et al., v. Occidental Petroleum Corporation and et al, 594 A.2d 48 (1991).

Morton, Kavi E., Jr. and et al., v. Commissioner of Internal Revenue, 1979 Tax Ct. Memo

LEXIS 41 (1979).

Perlmutter, Jordon and et al., v. Commissioner of Internal Revenue, 45 T.C. 311 (1965).

Saba, William A. and et al., v. Commissioner of Internal Revenue, T.C. Memo 1980-199 (1980).

Singer Co. v. United States, 196 Ct. Cl. 90 (1971).

Sun Microsystems, INC., v. Commissioner of Internal Revenue, 1993 Tax Ct. Memo LEXIS 475 (1993).

Union Pacific Railroad v. Trustees, Inc., 8 Utah 2d 101 (1955).

United States v. Transamerica Corp., 392 F.2d 522 (1968).

Wolfe, Harold E and et al., v. Commissioner of Internal Revenue, 54 T.C. 1707 (1970).